

平成30年度  
学校経営方針

平成30年 4月  
あきる野市立東中学校  
校長 田島 弘之

## I 東京都教育委員会の教育目標

### 1 東京都教育委員会の教育目標

教育は、常に、普遍的かつ個性的な文化の創造と豊かな社会の実現を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として自主的精神にみちた健全な人間の育成と、わが国の歴史や文化を尊重し国際社会に生きる日本人の育成を期して、行われなければならない。

同時に、教育は、社会の変化に対応して絶えずそのあり方を見直していかなければならないものであり、経済・社会のグローバル化、情報技術革命、地球環境問題、少子高齢化など、時代の変化に主体的に対応し、日本の未来を担う人間を育成する教育が、重要になっている。

東京都教育委員会は、このような考え方に立って、以下の「教育目標」に基づき、区市町村教育委員会と連携して、積極的に教育行政を推進していく。

東京都教育委員会は、子供たちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 社会の一員として、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間

の育成に向けた教育を重視する。

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図る。

そして、教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われなければならないものであるとの認識に立って、すべての都民が教育に参加することを目指していく。

(平成13年1月11日東京都教育委員会決定)

### 2 東京都教育委員会の基本方針

- 【 基本方針1 : 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成 】
- 【 基本方針2 : 「豊かな個性」と「創造力」の伸張 】
- 【 基本方針3 : 「総合的な教育力」と「生涯学習」の充実 】
- 【 基本方針4 : 「都民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進 】

### 3 東京都教育ビジョン（第3次）の5つの視点

- ・ 子供一人一人の個性や能力に着眼し、最大限に伸ばす。
- ・ 「知」「徳」「体」の調和の取れた生きる基礎を培う。
- ・ 変化の激しい社会を生き抜く思考力・判断力・表現力や創造力等を育てる。
- ・ 社会の一員としての自覚と行動力、社会の発展に貢献しようとする意欲を高める。
- ・ 学校、家庭、地域・社会が、相互に連携・協力して子供を育てる。

## Ⅱ あきる野市教育委員会の教育目標

### 人が育ち 人が輝く あきる野の教育

#### 1 あきる野市教育委員会の基本方針

【基本方針1：人権尊重と社会貢献の精神を育む教育の推進】

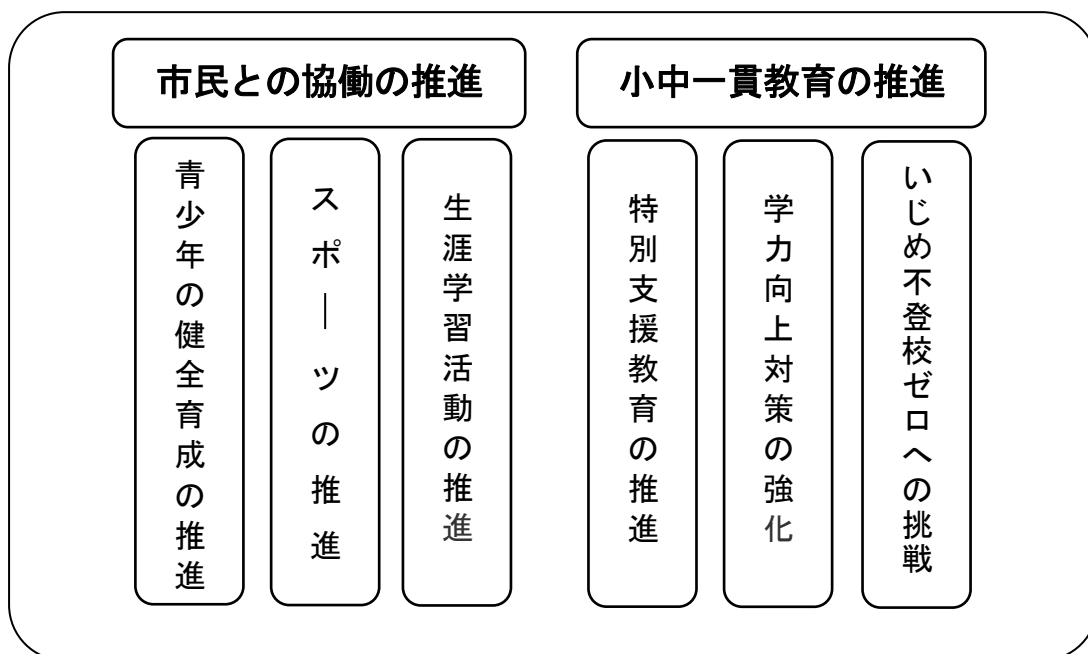
【基本方針2：豊かな人間性と創造性を育み未来をひらく学力を伸ばす教育の推進】

【基本方針3：生涯学習の推進と文化、スポーツ、レクリエーションの振興】

【基本方針4：家庭、学校、地域社会の連携・協力の強化】

#### 2 あきる野市教育委員会重点施策（平成26年度～32年度）

基本施策の中から、次の6つの施策を重点施策として取り組む



### Ⅲ 平成30年度 あきる野市立東中学校学校経営方針

#### 1 東中学校の教育目標

東京都教育委員会及びあきる野市教育委員会の教育目標と基本方針を踏まえ、保護者や地域社会の要請や期待、ニーズに応えるため、以下の教育目標を掲げ本校の教育を推進していく。

社会の変化に主体的に対応できる力と社会に貢献する意欲を培い、心身ともに健全な社会人の育成をめざして、

- よく考え最後までやりぬく人
- 豊かな心を持ち思いやりのある人
- 常に自分を高めようと努力し創造力のある人

#### 2 平成30年度の東中学校の教育目標の重点

平成30年度も前年度に引き続いて、東中学校教育目標の3項目において、一つの目標に重点を置くのではなく、全ての教育目標の中から、重点として扱う項目を設定する。

##### 平成30年度の教育目標の重点

- よく考え最後までやりぬく人
- 豊かな心を持ち思いやりのある人
- 常に自分を高めようと努力し創造力のある人

将来の予測が困難であり、変化の激しい時代であることを視野に入れ、意識し、よりよい人生を送るために、「生きる力」「人間力」を身に付けた「どこへ行ってもやっつけていける人間」、そして「未来は自分で創り出せると信じられる生徒」の育成を目指す。

校長の教育理念

このためには、生徒の自尊感情・主体性を育成することが必要です。

- (1) 「よく考える」については、生徒の論理的思考力・判断力・表現力等の力を育むことを目指す。学習活動において「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の考えを取り入れることでこれらの力を育てていく。
- (2) 「思いやり」については、心の力（①人を思いやる心 ②卑怯を許さない心 ③自分を律し、立する心）を育むこととする。特に、心の力を育成するために、「特別の教科 道徳」に向けた準備を行うとともに、「考え議論する道徳」の授業実践に向けた指導方法の研究に力を入れることで、道徳教育の一層の推進を図る。また、特別活動（学校行事、生徒会活動等）の活性化を図るとともに、日常的な学校生活において「思いやり」にあふれた行動が見られるような取組を推進する。
- (3) 「常に自分を高めようと努力」については、生徒が主体的に取り組む場を多く設定し、教師による支援の充実を図ることが重要と考える。

東京都道徳教育推進拠点校の指定を受けることになりました。

したがって、すべての教育活動において、生徒の主体性を尊重するとともに、学習指導・生活指導における自己決定の場を数多く設定する。また、生徒個々の実態を十分に踏まえた効果的かつ効率的な支援の充実を図る。

### 3 中期目標（平成30年度）

#### （1）目指す学校像

- ① 学ぶ意欲を身に付け、学ぶ楽しさを実感できる学校
- ② 生徒一人一人が主体性を発揮し、自分の可能性を拓き、自己実現に向けて取り組める学校
- ③ 思いやりの心を育むことで生徒一人一人の心を大きく成長させていくことができる学校

#### （2）目指す生徒像

「未来は自分で創り出せると信じられる生徒」のために

- ① 東中学校の生徒であることを誇りに思える生徒
- ② 将来に大きな夢を抱き、自分の人生を創造するために努力し続ける生徒
- ③ まじめさや正義を大切にするとともに、正しい判断ができる生徒
- ④ 友達と喜び・悲しみ・苦しみを共有することで支えあい、自他共に大切にする生徒
- ⑤ 授業、行事、生徒会活動、部活動等に積極的に取り組む生徒

#### （3）目指す教職員像

- ① 生徒一人一人を大切にし、生徒の内発的な能力を引き出していくことのできる教職員
- ② 生徒の主体性を促し、生徒の成長を願い、側面からサポートできる教職員
- ③ 組織人としての自覚をもち、スピードと責任感をもって職務を果敢に遂行できる教職員
- ④ 教育公務員として、法令を遵守し、常に危機管理意識をもつ教職員
- ⑤ 研修に励み、自己啓発を図るとともに自己の心身の健康管理に努める教職員
- ⑥ 生徒の手本となる教職員 教育環境の一つである「服装・言葉遣い」に注意
- ⑦ 保護者・地域との連携を常に意識する教職員
- ⑧ 急増する新規採用教員や若手教員の育成を常に意識する教職員

### 4 平成30年度の経営理念

教育目標を達成して具体的な成果を上げるために、以下に示す考え方に沿って教育活動を展開する。その際、すべての教育活動が、この考え方に集約できるようにマネジメントするとともに、目標達成のための手段としての教員組織の確立や学校運営の質・精度を高めていく。また、具体的な成果は、数値としての検証を行うとともに、生徒の変容をもって成果としていく。

- 「学ぶ喜び」「生きる喜び」を生徒一人一人が感じることで教育活動を推進する。
- 「生徒第一・生徒中心」とするための学校組織の一層の充実を図り、学校運営を推進する。
- 「最大の教育環境は教師自身」との自覚に立ち、教員の資質能力の向上を図る。

あらためて、大きな柱として、  
「学力向上」と「主体性の育成」  
を掲げます。

## 5 教育目標達成のための東中学校の基本方針

平成29年度の経営理念及び教育目標の重点を踏まえ、次の基本方針を設定する。

- 【基本方針1】 自他の生命を尊重し、自分を大切にするとともに他の人も大切にできる心や態度を育むため、学校生活全体を通して、計画的に人権教育の推進を図る。
- 【基本方針2】 「学ぶ喜び」を実感できるよう生徒が主体的に学習活動に取り組むことができる学習指導を推進するとともに個に応じた支援の充実を図る。
- 【基本方針3】 生徒の論理的思考力・判断力・表現力等を育むため、各教科・領域で「**主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）**」の手法を取り入れた教育を推進する。
- 【基本方針4】 豊かな心を育むために、学校の教育活動全体を通して道徳教育を推進させるとともに、道徳の時間を確保し、充実を図る。また、「心の力」（①人を思いやる心 ②卑怯を許さない心 ③自分を律し、立する心）を育むための活動を進める。
- 【基本方針5】 「いじめ・不登校ゼロ」に向けて、いじめ防止基本方針や不登校対策マニュアルの具体的な活用を図るとともに、「いじめ撲滅三原則」を徹底する。
- 【基本方針6】 特別支援教育の充実を図るために、全教育活動において、「ユニバーサルデザインの教育」を意識し、特別な支援を必要とする生徒一人一人の個別指導計画を基にした指導を充実させる。また、通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習の一層の推進・充実を図る。
- 【基本方針7】 生活指導の目的を生徒の自己指導力の育成におき、共感的人間関係を確立し、生徒の自己肯定感を高める指導を展開する。特に、特別活動等の活動においては、生徒中心とした活動を重視し、生徒が自己決定できる場を数多く設定する。
- 【基本方針8】 小中一貫教育の研究発表の成果を踏まえ、東中学校区の小学校3校と連携を一層綿密に行うことにより研究を推進し、系統的な学習指導並びに一貫性のある生活指導を充実させる。
- 【基本方針9】 快適で安心できる教育環境の構築のために、危機管理マニュアル（災害対策マニュアル）を基に、自分の身は自分で守る意識を高めさせる安全教育を推進する。

## IV 平成30年度の実施の重点と具体的内容

### 1 学校運営

- 教育課程の適正な実施を図るために、主幹教諭の役割を明確にした校内組織の整備を行う。また、生徒の成長のために、効率的かつ有用な職務の遂行がなされる学校運営を執り行うために、適切なコミュニケーションによる教員間の連携体制の構築を図る。
- 1学期にOJTシートを自己申告書との整合性を図りながら作成し、昨年度の成果と課題を踏まえ、学期ごとに成果の検証を行う。また、教師自身が学んでいこうとする意識を高くもち、継続して自己啓発を図ることのできるOJTを企画・立案し実行する。

- 東中学校区の平成29年度における小中一貫教育の成果と課題を踏まえ、平成30年度の研究方針を設定し、小中一貫教育の取組を継続、推進する。また、「学力ステップアップ推進地域指定事業」及び「学力ジャンプアップ事業」の実践における成果と課題を明確にし、学習における個別支援の場を充実させるとともに、学習形態の工夫を通して、生徒の学力向上に取り組む。

## 2 学習指導

- 「あきる野市授業スタンダード」について共通理解を図り、単元のねらいを明確にして本時の学習を明示し、ねらいの達成できる学習活動を展開する。
- 単元の指導計画を明確にし、単元を通して、基礎的・基本的知識・技能の定着を図るとともに生徒の「主体的・対話的な深い学び（アクティブ・ラーニング）」の場面を設定する。
- 学習意欲の向上のため、授業内における個別の支援を充実させることで、一人一人に対するきめ細かな学習活動を推進する。
- 家庭学習の定着に向けて、意図的・計画的・継続的な指導を全教科で連携を図り実施する。
- 小中一貫教育において、各学年における基礎基本の定着を図るための研究・実践を推進する。

## 3 生活指導

- 生活指導の目的を生徒の自己指導力の育成においた指導体制を構築する。そのため、生徒が主体的に取り組むことができるように、学校行事・学年行事や学級活動における生徒の自己決定の場の設定や自己存在感を高める指導を徹底する。また、「厳しくも温かい指導」を継続する。
- 学年・学校のスタンダードを設定し、全教職員の共通理解及び同一指導の下、授業規律・生活規律の徹底を図る。
- すべての生活指導にかかわって、重層的な生活指導体制を構築し、「担任」「学年」「学校」の縦のラインによる指導の充実を図る。また、生徒の特性を把握した指導を充実させるため、教育相談部会・特別支援教育部会などの校内組織における連携を一層円滑に行う。さらに、警察、子ども家庭支援センター、児童相談所、「せせらぎ教室」などの外部の関係諸機関との連携を図る。
- 上記の方針の下、「いじめ・不登校ゼロ」に向けた取組及び問題行動に対する対応を、組織的に迅速かつ適切に推進する。また、教育相談、特別支援教育の組織的な体制を強化するとともに、指導の充実、実効性を高める。
- 小中一貫教育において、小学校との共通理解を図り、発達段階に応じた生活指導を展開する。

小中一貫教育の一番のメリットである、9年間を見通して生徒を育てるということです。学力向上の取組に加えて、義務教育を終えた後の将来につながる礼儀・挨拶・マナー等の社会性の習得と善悪の判断力の育成を目指します。

#### 4 道徳の時間の充実

東京都道徳教育推進拠点校の指定を受けることになりました。

- 道徳の時間の確保及び充実を図る。道徳の時間において、生徒が自分の気持ちを振り返ったり考えたりする場面を多く設定する。また、次期学習指導要領における「特別の教科 道徳」の開始を視野に入れ、「考え議論する道徳」を意識した題材を選定し、学校全体で行う道徳教育を補充・深化・統合する場としての位置付けを明確にする。
- 自尊感情や自己肯定感の醸成のために教材を工夫するとともに、全教育活動において自他ともに愛する心及び学校を愛する心を育てる。

学校の歴史、地域の地理・歴史を知ること  
で愛校心を根付かせるとともに、東中学校にお  
ける自身の活動を通して、誇りを持たせる。

#### 5 特別支援教育

- すべての学級における特別に支援が必要な生徒に対して、個に応じて個別指導計画を活用した個別の支援体制を充実させる。
- 特別支援学級（7組）の学習においては、障がいの特性や学習の習得状況に応じたグループ別学習の一層の推進を図るとともに、上級生が手本となることを意識した活動を重視する。
- 特別支援学級（7組）と通常の学級による交流給食や交流道徳等の取組を充実させ、交流及び共同学習の活性化を図る。
- 特別支援教育の理解を校内全体に定着させるとともに、保護者・地域に向けて啓発していく。

#### 6 安全教育

- 安全指導の年間指導計画を基にして、年間を通じて安全3領域をバランスよく指導する。
- いじめ防止基本方針、不登校対策マニュアルの活用を推進するとともに、危機管理マニュアルを整備し、校内の安全指導體制の構築を図る。
- 教科及び学級活動等で、情報社会において必要なインターネットの適正な活用等の情報モラル教育を推進する。
- 巨大地震が起きる可能性が指摘されているため、防災マニュアルを活用した訓練を計画する。また、生徒に「自助・共助」についての知識を身に付けさせるとともに、対応訓練を行う。

#### 7 サービスの厳正

- 生徒の人格形成に直接関与する教育活動にあたる教育公務員として、その使命と職責を深く自覚し、服務規律の確保に努める。
- 言動・服装においても、教育公務員としての意識をもち、生徒の手本となる。



※学校で培われた“力”は、学校から離れた生活においても“生きる”

⇒「どこに行ってもやっていける人間」「未来は自分で創り出せると信じられる生徒」の育成